

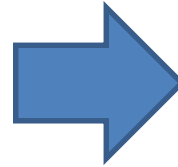
令和 7 年度 介護保険料率について

介護保険の令和7年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和7年度は、令和6年度末に見込まれる剰余分(264億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.59%(4月納付分から変更)とする。

令和6年度
令和7年2月分(3月納付分)まで
1.60%



令和7年度
令和7年3月分(4月納付分)から
1.59%
(▲0.01%pt)

1.60%から1.59%へ引き下げた場合の令和7年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半後)
〔月額〕17円(2,720円 → 2,703円)の負担減 (※)標準報酬月額を340,000円とした場合の負担を算出。

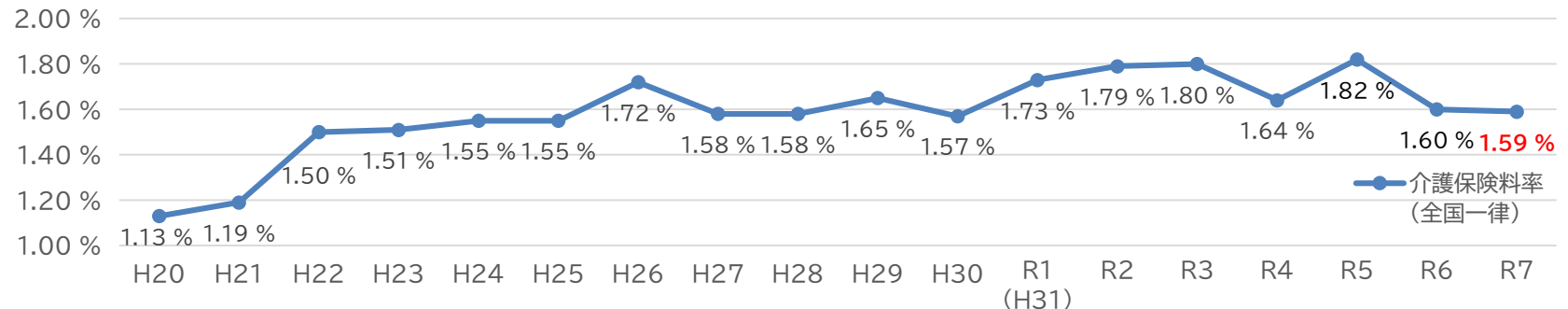
各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

「参考」健康保険法 第160条

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

介護保険料率の推移



協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2024年12月)	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82% 2024年度保険料率： 1.60% 2025年度保険料率： 1.59% 納付金対前年度比 ⇒ + 126
	国庫補助等	0	1	1	
	その他	-	-	-	
	計	11,580	10,557	10,747	
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	-	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険制度の仕組み

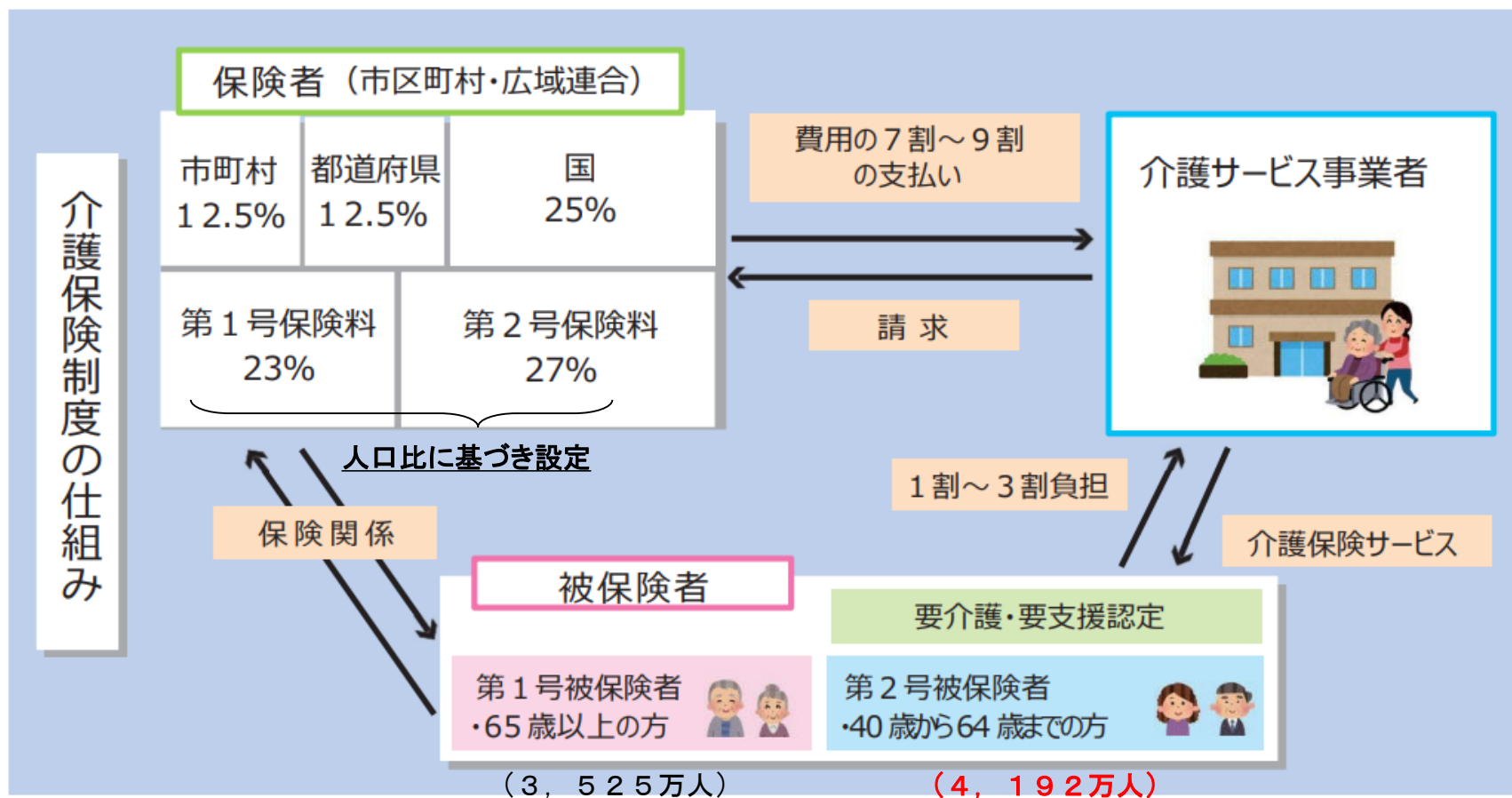
参考

(出典:厚生労働省HP)



介護保険の運営主体（保険者）と財政

介護保険の保険者とは、市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）になります。介護保険者は、介護サービス費用の7割～9割を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営しています。財源は公費5割、保険料5割（現在、第1号保険料23%、第2号保険料27%）とされています。

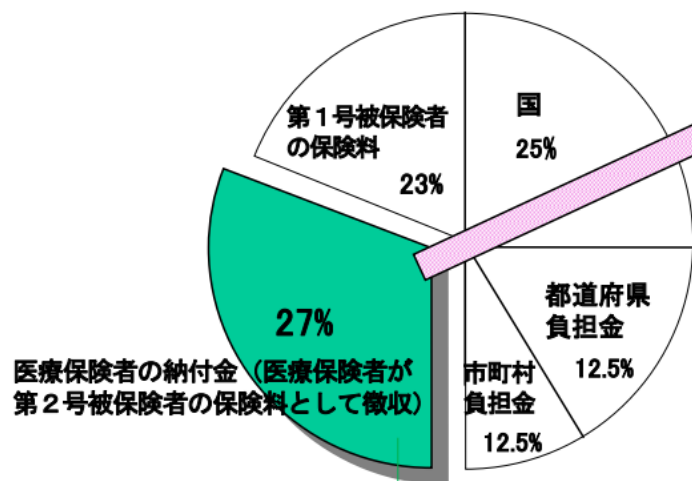


介護納付金の仕組み

令和6年12月23日
第116回社会保障審議会
介護保険部会資料3(抜粋)

- 40～64歳（第2号被保険者）の保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として支払基金へ納付
- 納付金は、概算により納付し、2年後に精算する仕組み

① 第2号被保険者（40～64歳）は給付費の27%を負担



令和6年度 予算額

36,689億円

② 第2号被保険者一人当たりの負担額を計算

③ 報酬額に応じて負担
(総報酬割)

※ 被用者保険等保険者と国保間では
加入者数に応じて負担

協会けんぽ

健保組合

共済組合

国保

④ 各医療保険者が医療保険料と一体的に徴収

⑤ 社会保険診療報酬支払基金に納付

⑥ 各市町村に交付
(各市町村の介護給付費等の27%分)

市

町

村